

# 長和の風

発行と編集/  
信州長和町直営  
別荘地総合管理センター  
TEL 0268-68-2906  
FAX 0268-68-2191

令和4年11月発行  
第35号



## 古町・豊受大神宮 おたや祭り

### 古町財産区議長あいさつ

古町財産区議会 議長

三浦 久



長和町直営別荘地オーナーの皆様、初めまして。私は古町財産区議長 議長 三浦久（みうら ひさし）と申します。令和二年の古町財産区議員改選の折り、議長を拝命させていただきました。

まず、古町財産区についてご紹介させていただきます。古町財産区は平成十七年の長和町発足以前、昭和三十一年（昭和の大合併）旧長門町の発足に伴い古町財産区として旧長窪古町分の山林等を財産として管理するために設置された特別地方公共団体でございます。

学者村別荘地は昭和四十五年より木材価格の低迷等による、山林の有効活用として別荘開発が行われ、学者村第一期に四八七区画、第三期は四九七区画と多くの区画を有しております。この別荘地において、オーナーの皆様は納めていただいております地代収入は古町地域の、自治会活動補助をはじめ、農業用水路の改修補助等に活用させていただきます。

次に、この古町地域のご紹介を

させていただきます。この地域は鎌倉時代に、現在の古町有坂区から開墾が始まり室町時代には長窪城（ながくぼじょう）が築城され、城下町と良質の米を生産する地域として発展してきました。江戸時代初期には長和町を代表する冬のお祭り「おたや祭り」で山車が豊受大神宮へ奉納されるようになります。毎年二月十四日と十五日の祭りの日には近隣からも多くの人々が訪れます。江戸時代中期には古町立岩地域川沿いにおいて依田川の清流を活用し「紙漉き（かみすき）」が盛んに行われるようになります。その技術は、現在、「長和町ふるさとセンター」において継承されています。歴史と文化が残る地域でもあります（※お蕎麦も絶品ですので、是非訪れてみてください）。

材線虫病（松くい虫）被害減少につなげると期待しております。また、毎年、台風や大雨災害により発生する倒木等による別荘被害を防ぐため、学者村別荘内の支障木伐採等の環境整備を継続的に実施する必要があります。販売区画環境整備の補助等の継続的な実施と直営別荘地総合管理センターと協力し、古町財産区所有山林の木材搬出が可能な山林を中心に、順次、別荘地内の伐採を進めて行く予定です。

学者村別荘地の空き区画等の整備は、将来的にも継続的に整備する必要がありますが、解約に伴う地代収入の減少など多くの問題を抱えていることもあり、今まで実施できなかった抜本的な対策及び対応も検討する必要があります。

今後古町財産区として、直営別荘地総合管理センター、また長久保財産区様と協力し、お客様様の要望に応えられるよう協議して参ります。これからも、学者村別荘地の格別のご配慮のほどお願い申し上げます。皆様のご健康を祈念いたします。

さて、古町財産区では、マツ材線虫病（松くい虫）被害木の対策に力を入れており、学者村第三期に隣接する古町滝ノ沢地域において大規模な樹種転換事業を実施いたしました。学者村別荘地の景観整備に直結する事業ではございますが、樹種転換事業によるアカマツ林の大規模な伐採は、被害防止帯の効果とマツの材線虫を媒介するマツノマダラカミキリを減少させることにより、学者村別荘地内の松



# 直営別荘地総合管理センターから 「別荘地内でのゴミの出し方」について



## 別荘地内でゴミを出す場合は 「長和町指定袋」で出しましょう!

総合管理センターや各管理事務所では、別荘オーナー様が可燃ゴミや不燃ゴミを各別荘地内のゴミステーションに出す場合、必ず「長和町指定のゴミ袋」に入れ、出していただくようお願いをしております。

しかし、皆様をお願いしております「ゴミ分別の手引き」や「ゴミステーションでの分別案内板」に沿わない形で、様々なゴミを同一のゴミ袋に入れて出してしまう方も多く見受けられることから、スタッフを代表して私、柳澤智規が一念発起し、今回の長和の風冬号で「別荘地内でのゴミの出し方」について特集させていただきます。

※「ゴミ分別の手引き」がない場合は総合管理センターや各管理事務所を確認をお願いします。

## 長和町でのゴミの出し方について

長和町では「豊かな自然環境との共存する“まちづくり”」を、町の目標として掲げていることから、町内(別荘地内も同様)でゴミを出す場合、他県や他市町村と比べ、細かくゴミを分別する必要があります。

町民、また別荘オーナーの皆様も「同一のルール」に沿って、ゴミを出していただくこととなっておりますので、ゴミを出す方すべてが、気持ち良くゴミを出せるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ゴミの出し方がわからない場合は どうしたらいいの?

各別荘地内のゴミステーションに「ごみの分別表」及び「分別案内板」が掲示されておりますので、確認しながら分別をお願いいたします。また、総合管理センターや各管理事務所に相談いただければ、適正なゴミの分別方法についてアドバイスさせていただきますので、お気軽にスタッフへお声がけください。また直営別荘地HPでもお知らせしておりますので、ご覧ください。

## 分別されていないゴミの再分別作業について

ゴミステーションに出されたゴミ袋は、総合管理センターや各管理事務所のスタッフが回収し、長和町クリーンセンターに運搬し処分されていますが、指定袋ではないゴミ袋や分別ができていないゴミ袋は、クリーンセンター入口におい



て受け付けてもらうことができず、返却されてしまいます。

ゴミ袋が返却されないよう各管理事務所のスタッフや、いつも別荘地内の側溝・道路整備等を実施しているシルバー人材センターの作業員の皆さんは、ゴミを回収する際、分別されていないゴミ袋を再度開け、分別しなければならない状況にあります。

分別されていないゴミの再分別作業は、衛生的にも問題があり、非常に時間を要してしまいます(※最近では、ゴミの再分別作業で1日かかってしまうこともあります)。その再分別作業がなければ、さらに別荘地内の景観及び環境維持作業に時間を費やすことができますし、皆様のゴミを分別する意識が直接的、または間接的に直営別荘地の品格を保持することにも繋がると思っていますので、再三お願いしておりますが、別荘地内でゴミを出すときは、分別をし指定の袋に入れてください。

## 不法投棄は犯罪です!

別荘オーナー様が夜間でも利用しやすいように、別荘地内のゴミステーションは常時開放しておりますが、常時開放していることから、様々なルールを無視し、写真のような粗大ゴミ(※)を放棄される方もいらっしゃいます。



ゴミステーションへの不法投棄については以前から問題となっており、別荘広報紙「長和の風」や直営別荘地のホームページでも、継続的に注意喚起を行って参りましたが、一向に改善されておらず、昨年度より各別荘地内のゴミステーションに「防犯カメラ」や「フラッシュライト」を設置しなければならない状況となっております。

設置しました防犯カメラは24時間365日休むことなく作動し、暗い画像でも解析できる高性能なカメラとなっておりますので、不法投棄が今後も継続する場合は、カメラの画像を証拠とし警察に相談しなければならないことも予想されます。

そのようなことにならぬよう、ゴミステーションへの不法投棄は絶対にやめてください!

◎現在、長和町生活環境係(ゴミ担当部署)と令和版のゴミの出し方について協議をおこなっております。詳細については令和5年長和の風夏号にてお知らせいたします。

## 令和3年度 観光施設事業特別会計の決算報告

令和4年長和町議会9月定例会において、令和3年度観光施設事業特別会計の決算が承認されましたのでご報告いたします。歳入・歳出および基金の内訳は以下のとおりです。

歳入	103,875,865円
歳出	88,862,937円
(うち 繰越明許費繰越分)	0円
差引	15,012,928円
基金繰入金	11,500,000円
実質次年度繰越金	3,512,928円

令和3年度 観光施設事業特別会計 歳入決算明細書

(単位：円)

内 訳	請求総額	収 入 額	債権放棄額	差引未納額	収入率	収入全体に占める割合
学者村	86,169,246	50,439,786	154,243	35,575,217	58.5%	48.56%
地代	34,874,250	17,245,836	92,243	17,536,171	49.5%	16.60%
3年度分	17,672,698	16,046,788	0	1,625,910	90.8%	15.45%
過年度分	17,201,552	1,199,048	92,243	15,910,261	7.0%	1.15%
委託管理費	51,294,996	33,193,950	62,000	18,039,046	64.7%	31.96%
3年度分	33,883,600	32,038,400	0	1,845,200	94.6%	30.84%
過年度分	17,411,396	1,155,550	62,000	16,193,846	6.6%	1.11%
美し松	34,046,010	19,148,381	88,972	14,808,657	56.2%	18.43%
地代	23,319,410	12,043,401	48,972	11,227,037	51.6%	11.59%
3年度分	12,699,796	11,667,723	0	1,032,073	91.9%	11.23%
過年度分	10,619,614	375,678	48,972	10,194,964	3.5%	0.36%
委託管理費	10,726,600	7,104,980	40,000	3,581,620	66.2%	6.84%
3年度分	7,393,500	6,941,100	0	452,400	93.9%	6.68%
過年度分	3,333,100	163,880	40,000	3,129,220	4.9%	0.16%
ふれあいの郷	11,710,900	11,022,400	0	688,500	94.1%	10.61%
委託管理費	11,710,900	11,022,400	0	688,500	94.1%	10.61%
3年度分	10,251,000	10,174,500	0	76,500	99.3%	9.79%
過年度分	1,459,900	847,900	0	612,000	58.1%	0.82%
鷹山ペンション村	2,353,610	1,148,955	0	1,204,655	48.8%	1.11%
地代	1,213,610	608,955	0	604,655	50.2%	0.59%
3年度分	667,799	608,955	0	58,844	91.2%	0.59%
過年度分	545,811	0	0	545,811	0.0%	0.00%
委託管理費	1,140,000	540,000	0	600,000	47.4%	0.52%
3年度分	600,000	540,000	0	60,000	90.0%	0.52%
過年度分	540,000	0	0	540,000	0.0%	0.00%
美ヶ高原郷	4,513,900	1,915,000	0	2,598,900	42.4%	1.84%
委託管理費	4,513,900	1,915,000	0	2,598,900	42.4%	1.84%
3年度分	1,959,000	1,713,000	0	246,000	87.4%	1.65%
過年度分	2,554,900	202,000	0	2,352,900	7.9%	0.19%
その他公共施設	542,200	542,200	0	0	100.0%	0.52%
地代	400,200	400,200	0	0	100.0%	0.39%
3年度分	400,200	400,200	0	0	100.0%	0.39%
過年度分	0	0	0	0	0.0%	0.00%
委託管理費	142,000	142,000	0	0	100.0%	0.14%
3年度分	142,000	142,000	0	0	100.0%	0.14%
過年度分	0	0	0	0	0.0%	0.00%
財政調整基金繰入金	9,319,000	9,319,000	0	0	100.0%	8.97%
その他使用料・手数料	1,182,205	1,182,205	0	0	100.0%	1.14%
前年度繰越金	6,050,062	6,050,062	0	0	100.0%	5.82%
一般会計・財産区繰入金	2,366,214	2,366,214	0	0	100.0%	2.28%
基金預金利子	10,662	10,662	0	0	100.0%	0.01%
雑入	571,000	571,000	0	0	100.0%	0.55%
雑入	160,000	160,000	0	0	100.0%	0.15%
総計	158,995,009	103,875,865	243,215	54,875,929	100.00%	

令和3年度 観光施設事業特別会計 歳出決算明細書

(単位：円)

項 目	支出額	支出全体に占める割合	主な内訳
一般管理費	8,971,985	10.10%	役場職員人件費1名(賃金・手当、保険料、各種負担金)
別荘地総務管理費	38,580,037	43.42%	司法書士登記事務相談料・ 弁護士法律相談料・弁護士報酬 1,206,840 郵送料 381,794 別荘地管理システム保守管理委託料 3,010,639 行政事務包括業務委託料 28,825,260 消費税納付額 4,540,100 その他諸費用 615,404
学者村別荘地管理費	22,281,933	25.07%	除雪車リース料 1,623,600 電気料(管理事務所、街灯等) 819,886 財産区土地使用料 16,130,000 その他諸費用 3,708,447
美し松別荘地管理費	15,608,668	17.56%	除雪車リース料 1,243,330 電気料(管理事務所、街灯等) 131,236 財産区土地使用料 12,486,000 防犯カメラリース料 402,101 その他諸費用 1,346,001
ふれあいの郷別荘地管理費	1,909,497	2.15%	公用車維持管理費(車検諸費用含む) 229,517 公用車購入 1,025,323 その他諸費用 654,657
美ヶ高原郷別荘地管理費	859,402	0.97%	除雪車借上料 350,971 電気料(管理事務所、街灯等) 275,220 その他諸費用 233,211
直営観光施設管理費	651,415	0.73%	電気料(追分看板・鷹山街灯) 82,705 土地使用料(鷹山ペンション村他) 473,157 その他諸費用 95,553
別荘改良費	0	0.00%	
予備費	0	0.00%	
歳出合計	88,862,937	100.00%	

### 基金の現況

(単位：円)

基金名	前年度末残高	年度中増減高	決算年度末残高
長和町直営別荘地施設改良等基金	13,878,503	2,691,094	16,569,597
長和町美ヶ原別荘基金	14,220,696	568	14,221,264
合 計	28,099,199	2,691,662	30,790,861
※増減の内訳			
	利子繰入	10,662	
	繰越金繰入	12,000,000	
	取 崩	▲9,319,000	
		2,691,662	

健全な管理運営を実施していくため、未納額の徴収と事業費の適正執行に努めてまいります。

# 直営別荘地総合管理センターから

## 別荘冬季期間のお知らせ

### 除雪についてのお願い

- ◆道路と所有地の段差解消の為に設置されております段差プレート(スロープ)は、除雪作業時に破損させてしまう恐れがある為、冬季の間は撤去をお願いします。また、このことについて、除雪時に破損等がありましても責任を負いかねますのでご理解をお願いします。
- ◆雪の重みで敷地内の樹木が道に垂れ下がり、通行の妨げになっている区画が見受けられます。ご通知を出させていただきますので敷地内の整備のご検討をお願いします。
- ◆長和町では、概ね10cm以上積雪があった場合に除雪対応いたします。
- ◆冬季(12月~3月)に別荘を訪れる際は各管理事務所までご連絡をお願いします。

◆長和町の路面状況については  
長和町直営別荘地HPでリアルタイムに  
確認できます。

<https://villanagawa-nagano.com/>

- ◆冬季の路上駐車は避け待避場等に駐車をお願いいたします。
- ◆スタッドレスタイヤにてお越しく下さい。
- ◆近年、融雪した雪がベランダ等に落雪し破損するケースがありますので対策を講じるようお願いいたします。
- ◆水抜きは必ず行いましょう。



### 水道関係業者一覧

長門興業	0268-68-2517
清水設備	0268-68-3050
A&I	0268-68-2600

## 長和町 農政係からお知らせ (お願い)

### 周囲を気にせず農薬を散布していませんか?

農薬の使用にあたっては、人や周辺環境への影響が最小限となるよう配慮することが必要です。

このため、平成25年4月26日付で農林水産省及び環境省から、「住宅地等における農薬使用について」の通知が  
出されています。

農薬飛散による被害の発生を防ぐために、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等(以下「公園等」と称します)、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、住民や子ども等への健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょ。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先を含めましょう。また、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮が必要です。

**注** 農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤も含まれます。



## 2022年度景観整備事業について

今年度も沢山のオーナー様からお申込みをいただき  
ありがとうございました。

### 申込み状況

支障木伐採	50件	敷整備	13件
-------	-----	-----	-----

## 総合管理センターや各管理事務所へのお中元及びお歳暮等について

### お願い

日頃より、当直営別荘地の管理運営につきまして、ご理解と御協力をいただき感謝しております。当直営別荘地では、オーナー様やお取引様からのご贈答は辞退させていただいております。

今後は季節のご挨拶のお心遣いなどございませんよう、お願い申し上げます。お気持ちのみ有り難く頂戴したいと存じます。何卒ご理解のほど宜しくお願いします。略儀ながら書面にてお礼とお願いを申し上げます。

### 信州長和町直営別荘地総合管理センター(学者村別荘地)

☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191  
●WEB <http://villanagawa-nagano.com>  
●MAIL [besso.nagawatown@gmail.com](mailto:besso.nagawatown@gmail.com)

美し松ハイランド管理事務所 ☎&☎0268(69)2732

ふれあいの郷別荘地管理事務所 ☎&☎0268(69)2541

美ヶ原高原郷別荘地管理棟 ☎0268(88)2167

## 編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大状況もなかなか落ち着きませんが、夏以降、長和町直営別荘地には「活気」が戻ってきた気がしております。新たに別荘オーナー様になられたお客様も多く、ここ数年の中で大きな変化であると感じております。

大きな変化といえば、私の親友であり同僚の柳澤管理人にも「春」がやってきたとのこと。静かな「長和町の冬」を楽しみつつ、新たな春、そして出会いを楽しみにしながら、編集後記を終えようと思います。 JN